

総務省「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」報告書(案)に対する意見

項目		意見
章	項	
第1章 社会の変化と 電波利用の拡大	1-2. 電波 利用の動向 1-2-1. 電波利用の現 状	<p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、無線全般を見ても、電波は重要無線として我々が普段接している電気通信事業や放送のみならず、人命・財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務、鉄道事業に係る列車の運行の業務に使われており、無線通信はまさにライフラインとなっている。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹放送は国民の知る権利に応え、非常災害時には国民の生命・財産を守るといふ、情報のライフラインの役割を果たしています。 ・それぞれの地域に根ざし、日々の暮らしに欠かせない情報取材して、多様で豊かな放送番組をあまねく届けるという使命を果たすため、民放事業者は今後も、割り当てられた電波を有効に利用してまいります。
第3章 デジタルビジ ネス拡大に向 けた電波有効 利用方策	3-2. 周波 数移行・再編・ 共用の在り方 3-2-1. 無線局の運用 調整の在り方 ③考え方	<p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の基本的な仕組みをもとに、無線LANと既存業務の周波数のさらなる効率的な運用調整を促すために、AFCの導入を我が国において早期に実現することが適当である。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線LANの周波数拡張が検討されている6GHz帯において、放送事業者は放送本線の伝送を行う番組中継用の固定局を24時間365日、基幹放送局と一体的に運用するとともに、報道取材や番組制作のための素材を伝送するFPUを日常的に運用しています。 ・情報通信審議会や関係する技術試験事務における技術検討では、固定局・FPUと無線LANとの間の周波数共用のハードルの高さが明らかになっています。AFCの導入の検討は、このハードルを下げるための取り組みと考えますが、スケジュール

		に固執することなく、また万が一にも結論ありきとならないよう、慎重かつ丁寧に行う必要があります。
第3章 デジタルビジネス拡大に向けた電波有効利用方策	3-2. 周波数移行・再編・共用の在り方 3-2-2. 周波数の移行・再編・共用に係る費用負担・インセンティブの在り方 ③考え方	<p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> また、移行・再編のためのスキームについては、(中略)。前述の国際的な周波数調和が一層求められる無線システム(例 V2X通信など)については、公益増進の観点から国が主体となって新たな周波数移行・再編を進めるべく、そのスキーム等について検討すべき。また、その際の費用負担の在り方については、国際的な周波数調和が電波の有効利用に寄与することも踏まえて検討することが必要である。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 5.9GHz帯において、V2X通信システム向けの周波数割当てが検討されていますが、同周波数帯では放送事業者が固定局およびFPUを運用しています。 これまでの技術検討の結果から、同周波数帯にV2X通信システムを導入するためには既存無線システムの周波数移行が必要です。これを進めるのであれば、移行先周波数や費用負担を含め、既存事業者の不利益にならないことを前提に、放送事業者の事情を考慮した慎重かつ丁寧な検討が必要です。
第3章 デジタルビジネス拡大に向けた電波有効利用方策	3-1. 陸・海・空・宇宙のあらゆる空間における電波利用の拡大に向けた方策 3-1-2. ビジネス・暮らしにおける電波利用拡大に向けた免許制度 ③主な意見	<p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波利用の障壁として、免許手続が複雑で難しい、干渉調整等に時間を要するといった課題が考えられる。手続等が簡素化・迅速化・柔軟化された新たな免許制度の検討が適当である。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本懇談会における事業者ヒアリングでは、5.9GHz帯 V2X通信システムの実験試験局の免許手続きを迅速化・円滑化する要望がありました。これを検討する際は、既存無線局への有害な混信が生じないように措置することが必要です。

<p>第3章 デジタルビジ ネス拡大に向 けた電波有効 利用方策</p>	<p>3-4. 電波 利用料制度の 見直し 3-4-2. 電波利用料の 用途 ③考え方</p>	<p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「携帯電話基地局等の耐災害性強化」や「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替促進」等の取組について、電波利用共益事務としての実施を検討することが適当である。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冒頭でも述べたとおり、基幹放送は情報のライフラインの役割を果たしています。民放を取り巻く経営環境が厳しさを増すなかで、国民視聴者に対する使命・役割を引き続き果たしていくためには、経営の選択肢を拡大し、各地域の事情に応じて、事業の効率性を高めていく必要があります。 ・「地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替促進」は、民放の経営の選択肢を拡大する施策であり、これを電波利用共益事務として実施することは、条件不利地域等における放送の維持の観点から国民視聴者の利益に適うものであるため、賛成します。 <p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これらの新たな取組を実施する場合においても、電波利用共益事務の総費用の抑制に努めるべきとの意見を踏まえ、既存の事務の見直しを適切に行うことにより、現在の電波利用共益事務の総費用（約750億円規模）を超えない程度とすることが適当である。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用共益事務の費用を無線局免許人が公平に負担するという電波利用料制度の趣旨を維持したうえで、総額は約750億円規模からさらに抑制する努力を不断に行うとともに、歳入超過にならないよう設計し、無線局免許人の負担軽減を図るべきと考えます。
<p>第3章 デジタルビジ ネス拡大に向 けた電波有効 利用方策</p>	<p>3-4. 電波 利用料制度の 見直し 3-4-3. 電波利用料の 料額算定 ②主な意見</p>	<p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年(2022年)の見直しにより徴収総額が増加した基幹放送局や携帯電話と周波数を共用している1.2GHz/2.3GHz帯FPUの電波利用料の負担軽減を強く要望。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.2GHz/2.3GHz帯FPUの電波利用料は、放送事業

		<p>者が保有する他の移動局、固定局と比較して極端に高額です。このままでは、放送事業者は高額な負担を継続することが難しく、マラソン・駅伝といったロードレース中継や報道中継などの良質な番組制作に支障をきたし、国民にとって大きな不利益につながります。したがって、同F P Uの電波利用料の負担軽減をあらためて要望します。</p>
<p>第3章 デジタルビジネス拡大に向けた電波有効利用方策</p>	<p>3-4. 電波利用料制度の見直し 3-4-3. 電波利用料の料額算定 ③考え方</p>	<p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用料の料額算定に係る基本的枠組みについては、その変更を要する事情は見込まれないことから、維持することが適当である。 ・なお、電波利用料の料額算定における考慮事項である特性係数については、BWAについて既存条件の拡充等の意見があったものの、現時点からの大きな事情変更は見込まれないことから、維持することが適当である。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用の全体状況を見通したうえで、大きな事情変更がないため、料額算定に係る基本的枠組みや特性係数を維持するとの方針は、電波利用料制度の継続性・安定性の観点から妥当です。 ・電波利用料制度の見直しは3年ぶりです。継続性・安定性の観点から、今後も見直しの周期は3年を下回らないようにすべきです。